

# むつ商工会議所生命共済制度規則

(令和3年5月24日 規則第1号)

## (目的)

第1条 この規則は、むつ商工会議所（以下「商工会議所」という。）が商工業者の相互扶助の精神に基づき、主として中小企業に従事する者について実施する生命共済制度（以下「共済制度」という。）の内容及び業務の方法について定めることを目的とする。

## (契約・加入の資格)

第2条 共済制度に契約できる者は商工会議所の会員事業所であること、加入できる者は会員事業所の事業主、役員及びその従業員（家族従業員を含む。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、事業所、および加入しようとする者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当する場合、および反社会的勢力に関与している場合は加入できない。

(1) 加入者の加入時の年齢は、効力発生日において14歳6箇月を超え、65歳6箇月までの者。ただし、65歳6箇月までに加入した者は、70歳6箇月まで継続して加入することができる。

(2) 保険の申込日の前日において、り病又は受傷をしていない者。

## (加入金額)

第3条 共済制度への加入は、口数制度により取り扱う。

2 1口は、50万円とし、加入者1人につき5口を限度とする。

## (掛金)

第4条 共済制度の掛金は、別表第1に定める額を毎月払い込むものとする。

## (加入の申込み)

第5条 共済制度への加入を希望する者は、加入申込書に所定の事項を記入の上、口座振替依頼書を添えて商工会議所に申込みものとする。

## (効力の発生)

第6条 共済制度の効力は、加入申込月の翌々月の1日から生じるものとする。

## (期間)

第7条 共済制度の期間は、毎年6月1日から翌年の5月31日までの1年間とする。

2 加入者から特に申し出がない場合は、前項の期間は、自動的に更新するものとする。

## (掛金の払込み)

第8条 掛金の払込みは、毎月21日（休日の場合は翌日）に、指定金融機関の指定預金口座から自動振替により行うものとする。

（口数の変更）

第9条 加入者は、5口までの範囲内で口数を変更することができる。ただし、口数を増す場合にあつては、保険の申込日の前日において、り病又は受傷をしていない者に限る。

（口数変更の手続）

第10条 前条の規定により口数を変更しようとする者は、所定の保険金額変更申込書に必要な事項を記入のうえ、押印し、商工会議所に申出るものとする。

（死亡保険金の支払）

第11条 加入者が第7条第1項に定める期間（以下「期間中」という。）に死亡したときは、加入口数に応じ、別表第2に定めるところにより、死亡保険金を受取人に支払う。

（高度障害保険金の支払）

第12条 加入者が効力発生日以後に生じた傷害又は疾病により、期間中に別表第3に定める高度障害状態のいずれかに該当したときは、別表第2に定めるところにより、高度障害保険金を受取人に支払う。

（災害保険金の支払）

第13条 加入者が期間中に、次の各号のいずれかに該当したときは、別表第2に定めるところにより、災害保険金を死亡保険金の支払と同時に受取人に支払う。

- （1） 効力発生日以後発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に死亡したとき。
- （2） 効力発生日以後に発病した定期保険（団体型）約款により規定される感染症（以下「感染症」という。）を直接の原因として死亡したとき。

（災害高度障害保険金の支払）

第14条 加入者が期間中に、次の各号のいずれかに該当したときは、別表第2に定めるところにより、災害高度障害保険金を高度障害保険金の支払と同時に受取人に支払う。

- （1） 効力発生日以後発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内に別表第3のいずれかに該当したとき。
- （2） 効力発生日以後に発病した感染症を直接の原因として、別表第3のいずれかに該当したとき。

（ガン入院一時金の支払）

第15条 加入者が責任開始期以後の期間中に診断確定された悪性新生物（別表第4）に定めるガンをいう。）を直接の原因とし、日本国内の病院若しくは診療所に

1日以上入院したときは、別表第2に定めるところにより、ガン入院一時金を受取人に支払う。ただし、ガン入院一時金の支払は、起算して1保険期間1回をもって限度とする。

(6大生活習慣病入院一時金の支払)

第16条 加入者が責任開始期以後の期間中に診断確定された6大生活習慣病（糖尿病、心疾患、高血圧性疾患、脳血管疾患、肝硬変、慢性腎不全）を直接の原因とし、日本国内の病院若しくは診療所に1日以上入院したときは、別表第2に定めるところにより、6大生活習慣病一時金を受取人に支払う。ただし、6大生活習慣病一時金の支払は起算して1保険期間1回をもって限度とする。

(ガン先進医療一時金)

第17条 加入者が責任開始期以後の期間中に、次の各号のすべてに該当する療養を受けたときは、別表第2に定めるところにより、ガン先進医療一時金を受取人に支払う。ただし、先進医療に係る技術料（加入者が受けた先進医療に対する加入者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額を言う。）が「0」の場合を除く。また、同一の先進医療において複数回にわたって療法を受けたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなす。

- (1) 責任開始期以後に発病したガンを直接の原因とする療養
- (2) ガンの治療を直接の目的とした「高度の医療技術を用いた療養」と定められた先進医療による療養
- (3) 公的医療保険制度に定める法律にもとづく評価療養として当該治療を行うことが認められている保険医療機関で受けた療養

(災害入院給付金の支払)

第18条 加入者が責任開始期以後の期間中に、発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、その事故の日から起算して180日以内に1日以上入院したときは、別表第2に定めるところにより、災害入院給付金を受取人に支払う。ただし、同一の不慮の事故による災害入院給付金の支払は、通算して入院日数60日（更新前の入院日数を含みます）を限度とする。

(病気による入院見舞金の支払)

第19条 加入者が効力発生日以後の期間中に、病気により5日以上入院加療したときは1口につき5,000円の見舞金を支払う。ただし、見舞金の請求期限は、請求事案が発生した日から3年以内とし、1人につき年間に1回を限度とする。

(不慮の事故による通院見舞金の支払)

第20条 加入者が効力発生日以後の期間中に、不慮の事故で5日以上通院加療したとき、若しくは加療中のときは1口につき5,000円の見舞金を支払う。ただし、見舞金の請求期限は、請求事案が発生した日から3年以内とし、1人につき年間に1回を限度とする。

(結婚祝金の支払)

- 第21条 加入者が効力発生日から6箇月以上を経過した後に結婚したときは、1万円の結婚祝金を支払う。ただし、1口加入の場合は、5,000円とする。
- 2 結婚祝金の請求期限は、請求事由が発生した日から3年以内とし、年間に1回を限度とする。

(出産祝金の支払)

- 第22条 加入者又はその配偶者が効力発生日から6箇月以上を経過した後に出産したときは、1万円の出産祝金を支払う。ただし、1口加入の場合は、5,000円とする。
- 2 出産祝金の請求期限は、請求事由が発生した日から3年以内とし、年間に1回を限度とする。

(70歳満了祝金)

- 第23条 加入者が期間中に70歳を迎えた契約満了日(5月31日)後に1万円の70歳満了祝金を支払う。ただし、1口加入の場合は5,000円とする。

(保険金、給付金及び一時金、見舞金の受取人)

- 第24条 共済制度の保険金、給付金及び一時金の受取人は、申込みの際、事業所または加入者のいずれかを指定するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、保険金受取人を加入者と指定した場合及び給付金・一時金又は見舞金を受け取る前に加入者が死亡した場合は、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第42条から第45条までの規定の例により支払うものとする。この場合において、同順位の者が2人以上あるときは、代表者1人を定め、その代表者が他の受取人の代理をするものとする。

(保険金・給付金・一時金及び見舞金・祝金の請求手続)

- 第25条 加入者に保険金・給付金・一時金及び見舞金・祝金の請求事由が生じたときは、所定の書類により商工会議所あてに請求するものとする。

(中途加入)

- 第26条 共済制度には、期間の中途においても加入できるものとする。ただし、中途加入者の初年度の期間は、最初に到来する5月31日までとする。

(脱退)

- 第27条 加入者が次の各号のいずれかに該当したときは、共済制度から脱退する。ただし、脱退の日は、掛金の払い込まれている月の末日とする。
- (1) 加入者が脱退を希望し、その手続を完了したとき。
  - (2) 加入者が会員事業所を退職したとき。
  - (3) 掛金が2箇月連続して振替不能になったとき。
  - (4) 加入者が死亡し、又は第12条に規定する高度障害に該当したとき。
- ※死亡の場合は死亡日とする。

(加入の取消し)

第28条 この規則に定める加入資格を有しない者が共済制度に加入したときは、直ちにその加入は取り消される。

(免責)

第29条 保険金・給付金・一時金及び見舞金・祝金の支払事由が次の各号のいずれかにより生じた場合は、保険金・給付金・一時金及び見舞金・祝金を支払わないものとする。

(1) 死亡保険金及び高度障害保険金

ア 加入者が効力発生日から1年以内に自殺したとき。

イ 保険契約者又は保険受取人の故意によるとき。

ウ 保険契約者又は加入者の故意又は重大な過失により、事実を告げず、又は不実のことを告げたとき。

エ 戦争その他の変乱によるとき。

オ 加入者の故意により高度障害状態になったとき。

(2) 災害保険金、災害高度障害保険金及び災害入院給付金

ア 保険契約者又は加入者の故意又は重大な過失によるとき。

イ 災害保険金受取人の故意又は重大な過失によるとき。ただし、災害保険金に係る場合に限る。

ウ 加入者の犯罪行為によるとき。

エ 加入者の精神障害を原因とする事故によるとき。

オ 泥酔の状態を原因とする事故によるとき。

カ 加入者が、法令に定める運転資格を持たないで自動車等を運転している間に生じた事故によるとき。

キ 加入者が、法令に定める酒気帯び運転又はこれに相当する自動車等の運転している間に生じた事故によるとき。

ク 地震、噴火または津波によるとき。

ケ 戦争その他の変乱によるとき。

(3) 商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝金）

ア 上記（1）～（2）の定期保険（団体型）免責事項に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度（見舞金・祝金）も同様に取り扱うものとする。

イ 見舞金は定期保険（団体型）の給付支払いとなった場合、対象外とするものとする。

(重大事由による契約の解除)

第30条 加入事業所・加入者及び保険金受取人が、次の各号に該当したときは、契約を解除する。

- (1) 保険金、給付金及び見舞金、祝金を詐取する目的で事故をおこしたとき
- (2) 保険金、給付金及び見舞金、祝金の請求に関し、受取人に詐欺行為があったとき
- (3) 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当および関与していると認められたとき

(剰余金の分配)

第31条 共済制度は、1期間ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には、加入事業所に対し、負担した掛金の割合に応じて分配する。

(規約の改正)

第32条 この規則は、社会情勢等に変化が生じた場合は、改正することがある。

(共済制度の運営)

第33条 共済制度は、アクサ生命保険株式会社との間に締結する定期保険（団体型）と商工会議所独自の給付金制度（見舞金・祝金）制度に基づき運営されるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(単位：円)

保険年齢	口数	1口	2口	3口	4口	5口
	性別					
15歳～55歳	男性及び女性	900	1,800	2,700	3,600	4,500
56歳～60歳	男性	1,108	2,216	3,324	4,432	5,540
	女性	904	1,807	2,711	3,614	4,518
61歳～65歳	男性	1,331	2,662	3,993	5,324	6,655
	女性	1,008	2,016	3,024	4,032	5,040
66歳～70歳 (更新のみ・ 口数変更可)	男性	1,680	3,359	5,039	6,718	8,398
	女性	1,133	2,266	3,399	4,532	5,665

## 備考

- 掛金は、加入時又は更新時に、6月1日現在の年齢に応じて決定する（年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数は、6箇月を超えるものについては切り上げて1年とし、6箇月以下のものについては切り捨てる。）。
- 月額掛金については、更新時に見直しすることがある。

別表第2（第11条—第16条関係）

給付内容	口数				
	1口	2口	3口	4口	5口
死亡保険金	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円
高度障害保険金	50万円	100万円	150万円	200万円	250万円
災害保険金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
災害高度障害保険金	200万円	400万円	600万円	800万円	1,000万円
ガン入院一時金	2万円	4万円	6万円	8万円	10万円
6大生活習慣病入院一時金	1万円	2万円	3万円	4万円	5万円
ガン先進医療一時金	5万円	10万円	15万円	20万円	25万円
災害入院給付金 (1日以上入院)	1日につき 2,000円	1日につき 4,000円	1日につき 6,000円	1日につき 8,000円	1日につき 10,000円

別表第3（第12条・第14条関係）

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語又はそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系の機能又は神経に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも手関節以上で失ったか、又はその機能を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも足関節以上で失ったか、又はその機能を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、又はその機能を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の機能を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの



別表第4（第15条関係）

- (1) 口唇、口腔及び咽頭の悪性新生物
- (2) 消化器の悪性新生物
- (3) 呼吸器及び胸腔内臓器の悪性新生物
- (4) 骨及び関節軟骨の悪性新生物
- (5) 皮膚の黒色腫及びその他の悪性新生物
- (6) 中皮及び軟部組織の悪性新生物
- (7) 乳房の悪性新生物
- (8) 女性生殖器の悪性新生物
- (9) 男性生殖器の悪性新生物
- (10) 腎尿路の悪性新生物
- (11) 眼、脳及びその他の中枢神経系の部位の悪性新生物
- (12) 甲状腺及びその他の内分泌線の悪性新生物
- (13) 部位不明確、続発部位及び部位不明の悪性新生物
- (14) リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物
- (15) 独立した（原発性）多部位の悪性新生物
- (16) 上皮内新生物
- (17) 真正赤血球増加症＜多血症＞
- (18) 骨髄異形成症候群
- (19) 慢性骨髄増殖性疾患
- (20) 本態性（出血性）血小板血症
- (21) ランゲルハンス細胞組織球症